

★申請者の世帯状況を記載する書類です。必ず提出が必要です。

記載例

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給市区町村
長岡市

市受付印

●裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望される方はチェック欄(口)に『✓』を入れてください。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)についても受給を希望します。

1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏名 ナガオカ タロウ 長岡 太郎	性別 男	生年月日 昭和・平成 ●年●月●日	現住所 長岡市××丁目△△番地 電話 111(222) 3333	記入日 令和●年●月●日
公的年金受給状況 <input checked="" type="checkbox"/> 受給中(種類: ●●年金) <input type="checkbox"/> 支給停止 <input type="checkbox"/> 受給できない		児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況 <input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 <input type="checkbox"/> 受けることができない		

※記名押印に代えて署名することができます。
※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
※「受給することができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	氏名 (フリガナ)	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	ナガオカ タロウ 長岡 一郎	長男	男	有	平成・令和 15年5月1日	同居 別居	■市△△丁目□□番地
2	ナガオカ ハナコ 長岡 花子	長女	女	有	平成・令和 20年6月1日	同居 別居	
3			男・女	有・無	平成・令和 年 月 日	同居 別居	
4			男・女	有・無	平成・令和 年 月 日	同居 別居	

※1 監護等とは、児童扶養手当の支給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
※18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日である児童又は令和2年6月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者・扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無	配偶者・扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無	扶養義務者		有・無
扶養義務者	新潟 夏子	有	扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無	扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

- ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の支給を希望される場合は、記入してください。
 - 記入日を記入してください。
 - 給付金の申請をされる方(父、母又は養育者の方)のお名前等を記入してください。
 - 公的年金を受給している方はご記入ください。
※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 - 児童の生年月日が、平成14年4月2日(障害の状態にある児童の場合は平成12年6月1日)～令和2年5月31日の児童が対象となります。
※児童が5人以上の場合は、この用紙を2部用意し、記入してください。
 - 申請時点で配偶者及び扶養義務者と同居されている方は、お名前等を記入してください。
- | | | |
|------|------|-------|
| 曾祖父母 | 曾祖父母 | |
| 祖父母 | 祖父母 | |
| 父母 | 父母 | 叔父・叔母 |
| 配偶者 | 申請者 | 兄弟・姉妹 |
| | 子 | 甥・姪 |
| | 孫 | |
| | 玄孫 | |
- ※表中の網掛け部分に該当する方が対象となります。
【民法第八七七条】直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。
※2. 監護等児童で記入した以外の方を記入してください。
- 該当の方がいる場合は、「簡易的な収入額の申立書(扶養義務者用)」の記入が必要となります。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数 **2人** 申請額・請求額 **160,000円**

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円
 ※ ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望する場合の申請額・請求額は、上記で算出した額に対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。
 (例)対象児童数2人の場合：50,000円 + (30,000円 × 2人) + 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 220,000円

5. 児童扶養手当の支給要件 (申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(口)に「✓」を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input checked="" type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナのみ)
ナガカ タロウ		普通		ナガカ タロウ

※付からず銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)・通帳見開き1部」に記載/記入してください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類 **※別途「必要書類チェックリスト」をご確認ください。**

- 【ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】】(本書)
 ※ 必要事項をご記入ください。
- 【申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)】
 ※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 【受取口座を確認できる書類の写し(コピー)】
 ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 【児童扶養手当の支給要件を確認できる書類】
 ※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)、(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 【簡易な収入(所得)見込額の申立書(別紙第4号様式)】
 ※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、課税証明書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

※市処理欄	【添付書類】											
	1. 本人確認書類			2. 通帳の写し			3. 戸籍謄本(認定を受けていない場合)			4. 簡易な収入見込額の申立書(本人用)		
	5. 簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者用)			6. 簡易な所得見込額の申立書			7. 給与明細書			8. 課税証明書		
	9. 年金通知書			10. その他()								
	審査開始日	審査終了日			審査結果							
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			決定・却下							
備考												

- 給付金の対象児童の数を記入してください。
 対象児童の数は「2. 監護等児童」に記入された児童の数となります。
 ※対象児童が1人の場合 5万円、2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき 3万円
【再給付分を希望する場合】
 対象児童が1人の場合 5万円、2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき 3万円を加算した額を記入してください。

- 児童扶養手当の支給要件について、該当する要件にチェックを記入してください。
 ※支給要件によっては、別途添付書類が必要となる場合があります。

- 受け取りを希望する口座情報を記入してください。
 ※給付金の申請をされる方の名義のものを記入してください。

- 提出書類を確認してください。
 ※必要な添付書類の詳細は、別途「必要書類チェックリスト」をご確認ください。

➡ こちらの用紙を記入後は、「簡易的な収入額の申立書(申請者本人用)」の記載をお願いします。